

摂津市議会

# 総務建設常任委員会記録

令和6年10月29日

摂津市議会

# 目 次

総務建設常任委員会

10月29日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第58号所管分の審査-----	2
質疑（塚本崇委員、南野直司委員、野口博委員、安藤薫委員）	
議案第64号の審査-----	10
採決-----	10
閉会の宣告-----	10

## 総務建設常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和6年10月29日(火) 午前 9時59分 開会  
午前10時44分 閉会

### 1. 場所

301会議室

### 1. 出席委員

委員長 三好義治      副委員長 安藤 薫      委員 野口 博  
委員 南野直司      委員 塚本 崇

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 嶋野浩一郎      副市長 山本和憲  
総務部長 石原幸一郎      同部副理事兼財政課長 妹尾紀子  
情報政策課長 大西健一

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子      同局次長代理 香山叔彦

### 1. 審査案件

議案第58号 令和6年度摂津市一般会計補正予算(第6号)所管分  
議案第64号 摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等  
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関  
する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時59分 開会)

○三好義治委員長 ただいまから総務建設常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

嶋野市長。

○嶋野市長 おはようございます。

委員の皆様方におかれましては何かとお忙しい中、総務建設常任委員会をお持ちいただきまして誠にありがとうございます。

本日の案件でございますけれども、令和6年度摂津市一般会計補正予算(第6号)所管分の審査ほか1件についてでございます。何とぞ慎重審査の上、御可決を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、私はこの場を一旦退席いたしますけれども、待機しておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

○三好義治委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は南野委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第58号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 おはようございます。

それでは、私から補正予算に関して1点だけお聞きします。

地方交付税の臨時財政対策債についてです。補正予算書2ページ、歳入のところで地方交付税6億806万9,000円が交付されると認識しております。

ただ、補正予算書19ページ、当該年度中元金償還見込額の臨時財政対策債を見ると、7億327万1,000円で、約9,500万円の差が生まれています。そもそも臨時財政対策債自体は地方交付税で措置されることの認識でおります。ただ、ここに差が生まれるということは、市の負担分が一定発生しているのではないかと思います。そこについて利率等で説明いただけるのであれば、御説明ください。よろしく申し上げます。

○三好義治委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 それでは、御質問に御答弁申し上げます。

まず臨時財政対策債の減額部分についてと、地方交付税の部分でございます。

地方交付税と臨時財政対策債につきましては、どちらも地方の財源不足を補うものとして、地方財政計画の中で考えられているものでございます。

地方交付税につきましては地方団体の基準的な支出である基準財政需要額と地方団体の基準的な収入である基準財政収入額との差で財源不足が生じた場合、その額を交付基準額として普通交付税が算定されているものでございます。

令和6年度につきましては、摂津市の普通交付税の交付額の決定は4億806万9,000円となっております。

項の地方交付税の部分でいいますと、この普通交付税の部分と、もう一つ特別交付税がございます。そちらの算定はもう少し後になってくるものでございまして、それを合わせますと6億806万9,000円

の予算を計上しておるところでございます。

そもそもこの臨時財政対策債は、地方の財源不足対策としてありますが、残りの財源を調整するところにつきまして、財源対策債等の増発等を除いてもまだ足りないところは、国と地方が折半して補てんすることとなっております。国負担分については国の一般会計からの加算によって、地方負担分については臨時財政対策債により補填措置を講じることとなっております。

また、借りても借りなくても臨時財政対策債の元利償還金相当額につきましては、その全額を地方交付税の基準財政需要額に算入することになっておりまして、地方団体の財政運営に支障が生じることがないようにと考えられているものでございます。

令和6年度につきましては、摂津市の財源不足額の部分で算出したところ、臨時財政対策債につきましては2,226万円の発行可能額が算出されたものです。これにつきましては国が減額をしたというよりは、全体の地方財源不足、つまり各市町村が算出しました財源不足額に従って決定されておりますので、想定額が違う部分につきまして補正させていただくところでございます。

以上です。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 御説明ありがとうございます。その手法というか、その制度については趣旨を理解いたしました。

やはり今後も徐々に減ってくるとはいえ臨時財政対策債自体はまだ58億円ほど残る予定になっておりますので、今後、財政負担としてある程度は圧迫してくる部分が出てくるのではないかと懸念

もあります。これについては推移を見て、また追って質問していきたいと思っております。またよろしく願いいたします。

以上です。

○三好義治委員長 南野委員。

○南野直司委員 おはようございます。私からも1点だけお聞きします。

補正予算書の10ページ、11ページになります。今回の補正で国の補助金のデジタル田園都市国家構想交付金451万1,000円、そして大阪府からの補助金で大阪府スマートシティ戦略推進補助金225万5,000円についてです。

今まで多大な時間と費用をかけておりました漏水調査について、人工衛星のAI解析で漏水箇所を抽出して、そして音調を受信することで効果的に漏水箇所を発見できる。

今まで市内全域で、約5年間で調査していたのが、このAI技術で1年あるいは2年で調査できる。すごく費用対効果があるもので、このような補助金を獲得していただいたのは、大きく評価するところであります。こういった補助金をどうやって獲得していくかという部分で、情報政策課が中心となって、各課にこんな補助金があるよとか、あるいは各課からこんな補助金はないですかという連携があったものかと思いますが、その辺りをお聞かせください。

○三好義治委員長 大西課長。

○大西情報政策課長 今回の交付金、補助金について、まず手続の流れについてお話をさせていただきます。今年度に関しましては年度当初に国と大阪府からデジタル技術を活用した先進事業に対する交付金及び補助金の案内がありまして、そこから情報政策課で全課に該当するような事業がないかと照会を行いました。その結果、

委員からも御紹介いただきました事業について、上下水道部から活用したい旨の回答がございましたので、情報政策課で交付金及び補助金の申請を行い、今年度の8月に採択いただけたという流れになっております。

今後につきましても、こういった補助金、交付金の案内が国、大阪府から情報政策課にまいりますので、積極的に各課と連携して活用していくようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 南野委員。

○南野直司委員 課長から各課と積極的に連携していきますとの御答弁をいただきました。

岸和田市などは、今後、スマートシティ構想による都市機能の強化、自動運転車両による実証運行、あるいは河内長野市は生体認証を活用したデジタル乗車券サービス実装事業、あるいは隣の吹田市はAI自動音声ガイドという書かない、待たない、来なくてもよい窓口の実現のため、大阪府スマートシティ戦略推進補助金を活用して新たに様々な施策の展開をされているそうです。どうかアンテナを張っていただいて、常日頃からどういう新たな施策が展開できるか、市民の方のニーズを形として実現できるかという部分をしっかりと各課の皆さんと連携を取っていただいて、進めていただけるようお願いして質問を終わります。

以上です。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 一つは今回の補正予算組みの特徴といいますか、そちらを確認したいと思います。

今、議論になった普通交付税が、当初は

9億4,000万円の普通交付税に対して今回は約5億3,000万円の減額となりました。

1年間の中で最終的にはどうなるか、特別交付税も含めて分かりませんが、なぜそうなったのかも説明いただきたいのと、もう一つは繰越金が今回は5億9,800万円ほど補正予算に組まれています。

令和5年度は決算で5億9,800万円ほど繰越金があって、その半分を財政調整基金に積立てをすとか、財政調整基金繰入金として2億1,600万円ほど補正を組んでおります。そういう予算組全体としてこの地方交付税がなぜそうなったのかも含めて、予算組全体の特徴について、教えてください。

もう一つは、今回は第3回定例会でありますけれども、改めて基金残高の見通しについて、今年度も半年が過ぎましたので確認しておきます。

令和5年度決算では約151億円、これは土地開発基金の千里丘駅西口再開発に要している約15億円を含んでの主要基金の残高であります。それが今回は今申し上げた補正予算の流れがありますけれども、中期財政見通しではこれを足しますと130億円ほどの残高で中期財政見通しが出てくるわけです。

令和5年度は先ほど申し上げたように、土地開発基金の約25億円を含めて約151億円の基金残高になります。その辺が現時点でどうなのかということと、今年度も半年が過ぎましたので、令和6年度全体のこの残高見通しについて、2点目としてお尋ねしておきます。

○三好義治委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 それでは、御質問に

御答弁申し上げます。

まず、今回の一般会計補正予算(第6号)の全体の特徴でございます。

今回の補正予算につきましては、全体で3億3,162万6,000円の追加を行うものでございます。

内容といたしましては、先ほどおっしゃられました普通交付税の算定結果の確定が行われたことによりまして、普通交付税の減額、臨時財政対策債の減額と、前年度の繰越金、それに伴う歳出では財政調整基金への積立てを計上しております。

また、標準準拠システムの改修等に係る国の補助金、先ほど南野委員の質問でもございました水道事業の関係の特定財源を一般会計で受けて、水道事業会計に繰り出しをするための繰出金を計上しておりまして、現時点で必要な補正の予算を計上させていただいたということになります。

それで普通交付税の減額ですが、当初予算に比べての減額の理由といたしましては、主な要因としましては、当初予算では地方財政対策で地方交付税の総額といたしまして、総務省では1.7%の増額が見込まれております。

本市におきましても全体の計画の中で昨年度、令和5年度当初の普通交付税の額に前年度の1.7%の増額を見込んでおりました。しかしながら、具体的に普通交付税の算定をしましたところ、基準財政需要額で公債費という項目がございまして、その中の公害防止債において、下水道事業の資本費平準化債を発行し算入される元利償還金の額が減少したことによりまして、基準財政需要額が減少になったということがございます。

一方、基準財政収入額におきましては市税の基準税額が前の年よりも増加したと

算定で出てまいりました。その収入が伸びて基準財政需要額が減った、この差が大きくなってまいりましたので、そのところで交付される基準額の金額が減額となったところでございます。

もう一点が基金の見込みでございます。令和5年度末現在高で申し上げますと、財政調整基金と公共施設整備基金の主要基金につきましては、約125億円の残高となっております。

それで、今回は令和6年度の補正予算(第6号)後の令和6年度末現在高見込みといたしましては、この二つの主要基金を合わせますと約91億円となっております。

それで基金全体で申し上げますと、そのほかの特定目的基金等も併せて申し上げますと、令和5年度末の現在高につきましては約148億円で、令和6年度末現在高の見込みといたしましては約114億円となっております。

以上でございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 普通交付税の減額についてはいろんな理由があろうかと思えます。当初の時点で地方財政計画に沿って1.7%という目安を基に計算されて、普通交付税9億4,000万円と特別交付税2億円で、合計11億4,000万円の交付税として当初予算を組んだ、そういうことだと思います。その大きな特徴は下水道の資本費平準化債を何ぼ組んだかは分かりませんが、その分が大分減額になったことで、この基準財政収入額と需要額の関係でそういう予算組みがなされたと思います。ただ、その当初予算から半年が過ぎて、これだけの減額になるという背景が、僕らはどう理解したらいいのかと思って

います。

単純に自治体側として算定そのものの見通しが甘かったのか、地方交付税を組むときに当初はいろんな議論をされて普通交付税を予算計上すると思います。その辺の組み方そのものがどうであったのかということも捉えていく必要があると思います。一般的に年度途中でそれだけの減額になることはほとんどないわけです。ちなみにこの間の交付税の流れを言いますと、3年前の令和3年度決算で、交付税が約10億7,000万円。令和4年度は約14億4,000万円で、この間はずっと併せて10億円を超える交付税が組み立てております。今回も11億4,000万円を組んで出発したけれども、何でこれだけ減額になるのかについては、なかなか理解できません。説明があった中でそれを理解せよということでもいいのかどうか分かりませんので、もう少し国全体の地方財政計画上の交付税に対する考え方とかも含めて、摂津市としての組み方の問題について少し言及されて御答弁をいただければと思います。

それと繰越金についてであります。約5億9,800万円の決算上の繰越金が出たということです。その半分を財政調整基金に積むことで、それがよかったとしておりますけれども、この決算に対する繰越金の残りについて、繰越金に対する考え方も含めて、教えてください。

それと、基金の見通しであります。なかなか数字が分からないところがあります。これは中期財政見通しを見ますと、令和6年度歳入歳出の差引きが12億5,000万円の赤字となっています。結果、見通しとして、令和6年度の基金残高は約114億円と。これに土地開発基金から15億円

ほどを千里丘駅西口の再開発に流用しており、これは戻ってきますから、足しますと単純に130億円ほどになります。

そういう中期財政見通しの金額に対して、今年度は半年が過ぎましたけれども、これはどうなのかを分かりやすく説明ください。

以上です。

○三好義治委員長 野口委員、繰越金の決算の関連は監査委員の立場もあるので、自粛してください。これを除くあと2点についての質問は許可しますので、そこは答弁してください。

妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 それでは2回目の質問にお答えいたします。

普通交付税につきまして、当初予算と比べてかなり減額が出ているということと、今後の普通交付税の考え方というところでございます。

下水道事業の資本費平準化債を発行したことによって基準財政需用費が減っている部分につきまして、当初予算のときにどれほど見込めていたかという御質問かと思っております。

普通交付税を算定しますときに、地方財政計画等を参考にというところが大きくありまして、また資本費平準化債を発行したことにより基準財政需用額の減額も確かにございます。今回、普通交付税につきましては新たな算定項目を令和6年度に始まる子ども・子育て費の創設であったり、給与費改定があった会計年度任用職員への勤勉手当に係る対応、また自治体施設の光熱費、施設管理等の委託費の増加の対応のため、単位費用を引き上げる措置も取る予定というのが地方財政計画、地方財政対策のところに出ております。その引上げと



なる部分に基準財政需要額の増も一部で見込まれることがございましたので、その辺りのところの見通しが甘かったと言われればそうなるかも分かりませんが、減る部分と増える部分が例えばどの程度かということが、まだまだ見通せていなかったところがございます。

結果としては基準財政需要額が減ってしまったので、来年度の予算編成に向けて、その辺りはもう少し費目のところを押さえながら、また基準財政収入額の地方税の伸びといったところをもう少し見ていきながら、普通交付税の算定を出していけないといけないとは考えておるところでございます。

それでもう一点、先ほど中期財政見通しの基金残高のお話と、今回の補正予算後の令和6年度末の現在高見込みの差異でございます。

中期財政見通しの場合は令和6年度の決算見込みで、決算額は歳出もある程度の減額となることを見込んだ中での主要基金の残高を示しております。先ほど申し上げました補正予算後は、あくまでも予算ベースでの現在高見込みになりますので、その辺りのところは少し差異が出てくるところはございます。

以上です。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 最後にします。自治体側としての見通しの問題についても少しお話がありました。併せて国全体の地方財政計画上の交付税に対する考え方に、変化があったのかも御答弁ください。

というのは、国から地方自治体側の財政状況を見たときに、財源調整するところを少なくすることになっているのではないかと考えています。今年度も半年が過ぎま

したけれども、特別交付税の2億円についての見通しを含めて、この二つの問題を説明いただければと思います。

以上です。

○三好義治委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 それでは、3回目の御質問に御答弁申し上げます。

国の地方財政計画、地方財政対策で普通交付税につきまして、国の交付税に対する法定率の部分に係る変更は特にございません。その辺りのところを見ていけば、国が地方交付税を減らす形で推移しているわけではないと考えております。

ただ、地方財政全体で物価高騰等、それから国の施策に対応していかないといけない。それに必要なものが基準財政需要額として見込まれていく、先ほど申し上げました子育ての政策の創設など、そういうことも見ながら交付税の額が全体像としては決まっているところかと思っております。

それと先ほど申し上げました、それでもなお財源不足が生じる部分につきまして、臨時財政対策債等のお話も出てきますが、国としては地方の財源不足が抑えられるようにというところは考えていると受け取ってはおるところでございます。

以上です。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 では1点だけ聞かせていただきます。

10ページ、11ページの国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金についてお聞きします。

この間、地方公共団体の情報処理ですが、基幹20業務について国が定める標準システムに移行させた中の一環で生活支援課、高齢介護課、障害福祉課の分野に係る

標準化に向けての補助金という認識をしております。

それで既に情報政策課としては保健福祉の分野でも進められてきて、令和7年度末までを目標に進められているとの御説明を聞いてまいりました。

この標準化については、私どももいろいろ問題点を指摘しながら来てはおりますけれども、現場での業務に支障がないように、もしくは自治体としての独自性が奪われないようにということを申し上げてまいりました。今回、個々の内容については所管が違うので聞くことはできないかと思っておりますが、この補助金について、先ほどもデジタル分野で南野委員からもありましたように、情報政策課でつかんでいる情報が原課にどのように伝わっていくのか、伝えられているのかです。

それからそのベンダーと原課との間での調整は、情報政策課でどのぐらいを比重としてやっておられるのかについて、1点お聞かせください。

○三好義治委員長 大西課長。

○大西情報政策課長 まず今年度初めに、標準化システムに関わる各課と情報政策課、各種ベンダーの3者による標準化作業部会をつくらせていただいております。

その中で、標準化に向けてシステムの仕様が変わってまいりますので、その差異について原課を含めて議論をしているところでございます。

現在までは各分野、例えば今回上げています福祉の分野につきましては、今まで全4回ぐらいを既に議論させていただいているところでございます。

お問いにありました補助金についての申請なども、情報政策課から原課にお話をさせていただいております。

補助金の申請をする前に、見積り等もありますので、そこに関しましては情報政策課とベンダーで共有をしている流れになっているものでございます。

今後につきましても福祉以外の分野、先ほどご紹介いただきました税や、6月議会で上げさせていただいています保健福祉関係も含めて、この標準化作業部会を続けながら、標準化の課題等に関して議論をしてまいります。

以上でございます。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。標準化部会がそれぞれの分野ごとで行われているという御説明をいただきました。

それぞれの分野で標準化のシステムに乗らない、もしくは個々の選択については、個々の部署ごとにシステムを組むというのか、それぞれの分野でITを駆使してやっておられるというようなお話もお伺いしていました。この標準化部会の中で原課でやりたいこと、もしくは市民の皆さん、もしくは議会からの要請に答えられないかというような、システムを組む上で標準化とそごが生じるような場面はあったのでしょうか。

もしくは標準化のシステムの中で現行の業務はほぼ網羅できていると、今後についてもあまり支障なく標準化に移行できる、業務の内容としていけるのかどうか、そういった議論があったのかどうか、その点をお聞かせください。

○三好義治委員長 大西課長。

○大西情報政策課長 今の業務については、標準化になった後も、市民が来ていただいた窓口の手続においては、特に今と変わりはないという確認が取れているところでございます。

ただ、よく言われますバックヤードの事務処理の流れについては少し変更せざるを得ない部分も出てきているという現状でございます。

また、以前にもお問い合わせいただきました摂津市独自で行っている施策についても、この標準化に伴いまして何か制度が廃止になるとか見直すようなことはございませんので、今までどおりと考えているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。独自の施策であったり、市独自で市民サービスの向上への取組として標準化のシステムと関わりのあるような分野、もしくはそこにカバーできないような分野があっても、しっかりと標準化部会の中で、もしくは各原課で議論していただくようお願いしておきます。

最後に、先日も御報告をいただきましたが、一定目標が決められている中で、生活支援課の分野についてベンダーの都合で少し遅れているというお話がありました。

ベンダーの都合になれば、人手不足の問題であったり様々な経済状況の問題等があつて、それにより摂津市の標準化のスケジュールが遅れていくことも現に起きているわけです。その点について令和7年度という期限付であることとの関係や、もしくはその業務がシステムに移行するスケジュール感が遅れることによって、行政事務とか市民サービスへの影響が起き得る可能性はあるのかなのか、その辺の注意はどのようになっているとか、改めて確認させてください。

○三好義治委員長 大西課長。

○大西情報政策課長 まず生活保護のシステムは富士通 J a p a n から提供をいただいております。

こちらのベンダーから9月に、令和7年度末の標準化には間に合わないという御報告をいただきましたので、今後をどうするかを庁内で現在検討しているところでございます。

お問い合わせの標準化が遅れることによって市民サービスに影響という部分ですが、こちらに関しては全く何も影響がないというのがお答えでございます。

標準化にならないからといって、現行のシステムが止まるわけでもございませんし、保守が切れるというものでもございません。こちらに関しては例えば生活保護の窓口に来られた市民の方に何か御不便を伴うことは一切ないと確認が取れているところでございます。

今回はベンダーが遅れておりますので、今後どうなっていくかに関しましては、生活支援課とも協議はさせていただいており、他ベンダーへの移行も視野に入れながら、総合的に検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。生活支援課はどの業務も非常に大事な業務であつて、標準化を進める上でいろいろ課題は指摘しておりますけれども、システムがうまく回らなければ、バックヤードも含めて業務に支障を来してしまう。逆に標準化によって効率を悪化させてしまうことになりまので、その点はベンダーと原課との間に調整に入っていただいて、しっかりやっていただきたいとお願ひしておきます。生活支援課に関わっては特に利用者

への通知等について、非常に分かりにくい状況になっています。ここでは所管が違うのでお答えは求めませんが、使いやすい通知等にできるような議論もきちんとやっていただきたいと思います。ここではそういう私の意見として述べておくことにとどめておきます。

以上です。

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時40分 休憩)

(午前10時41分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第64号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時42分 休憩)

(午前10時43分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認め、採決します。

議案第58号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第64号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午前10時44分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

総務建設常任委員長 三好 義治

総務建設常任委員 南野 直司